様式第2号(第5条関係)別紙

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案全体に関すること	生きる力を学ぶ場が激減しているが、学校としてどのようなフォローが必要なのか。	学校では、「生きる力」を育むため、学習指導要領で示された三つの資質・能力の育成に向けた取組を行っています。具体的には、こどもたちの資質・能力を育成するために、研修等を活用し、「どのように学ぶか」を重視した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のほか、カリキュラム・マネジメントによる教育活動の質的向上を図るなどの取組を行っています。	【対応5 (その他)】
基本方針 (1)につ いて	見学旅行に市内の図書館、博物館、科学館を入れることで、家庭でも休日に行くきっかけを作り、こどもたちの体験学習を増やしてはいかがか。	見学旅行については、基本方針 (1)を根拠とし、各学校が実施主体として判断していくことになります。現在も複数の学校が博物館、水の科学館等で実施しています。いただいたご意見は今後の事業実施にあたり、参考とさせていただきます。	【対応4
	情報発信及び社会的責任の重さを理解できる教育の機会を増やした方がよい。	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するとともに、デジタル社会の善き担い手を目指すデジタル・シティズンシップ教育の充実を図ることとしています。	【対応5 (その他)】

基 本 方 針 (1)につい て	施策の基本方針に幼児教育の 内容が検討されていることに大 変うれしい気持ちになった。幼児 教育に携わり、教育の原点がここ にあり、この場での学びが今後の 生活や学習の基盤を培う役割が あると強く感じている。保護者、 教職員の中には教育は小学校から始まるという意識の方もいる と思うが、基本方針に取り入れられることで、全市あげて幼児期から学び・教育が始まり、学びの質が今後の人生に大きな影響をおよぼすことを認識できるのではないかと思う。	ご意見のとおり、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な教育です。本市では、より質の高い幼児教育を提供していくために、令和4年度に「熊本市立幼稚園まなび創造プログラム」を策定したところです。今後も本市の幼児教育施設と連携を図りつつ、幼児教育のさらなる充実に努めてまいります。	【対応2 (既記載)】
	YouTube などの情報源は偏りがあるため、正しい情報を探す力を育てる必要がある。また、偽動画が選挙に影響を与える時代であるため、嘘の情報があると認識すること、そのような情報を発信しないことが重要である。	危険な事例や動画について知らせるだけでなく、情報を吟味する力や批判的思考を育成するとともに、デジタル社会の善き担い手を目指すデジタル・シティズンシップ教育の充実を図ることとしております。	【対応5 (その他)】
	自然に接することで創造性が 広がる。保育の現場でも泥団子作 りや野菜を育てて土に触れるこ となど、無理なくできる自然体験 が大切である。また、熊本を好き になることで、熊本を郷土として 大切にすることができると思う。	ご意見のとおり、自然体験や地域とのふれあいは大切にしていかなければならないことだと考えています。いただいたご意見は、今後の事業実施にあたり、参考とさせていただきます。	【対応4(事業参考)】

_			
基 本 方 針 (2)につい て		特別支援教育とインクルーシブ教育については、本計画の素案においては施策の基本方針(2)においてそれぞれ②、③と別の項目に記載しております。 共生社会の実現を目指すという目的は、特別支援教育と同じであり、文部科学省も共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育の充実は必要であると述べています。本市としては、国の動向を見ながらインクルーシブ教育を推進してまいります。"	【対応3 (説明・ 理解)】
	本当の意味でのインクルーシブ教育を目指すのであれば、児童生徒の人数に対する先生の人数を具体的に明記していただきたい。	インクルーシブ教育を進めるにあたり、マンパワーが必要であるということは認識しております。 具体的な教員数に関しては、今後、研究してまいります。	【対応3 (説明・ 理解)】
	人間らしさを育む前頭葉を育てるという観点で、音読や 100マス計算、認知トレーニングのような新しい観点での教育アプローチをする必要があるのではないか。	音読や 100 マス計算、認知トレーニング等の効果は認識しており、国語や算数では、言語や数の概念形成に力点を置いた授業改善を進めています。具体的には、音読は取り立てた指導ではなく、読む力や書く力等を身に付ける中で、主体的にあったり読み方を工夫したります。計算は、疑問やアイデアを出し合い、協働して解決していく学習を中心にしており、主体的・協働的なおのであるところです。新しい観点での教育アプローチを視野に入れながら、個別最適化された学びの推進に努めてまいります。	【対応5 (その他)】

基 本 方 針 (3)につい て	地元のシニアの方をボランティア先生として雇い入れて指導補助や担任の先生の事務補助を行うことで、多世代及び多様な経験を持つ人々とこどもたちを日常的に交流してはいかがか。	こどもたちが様々な世代の方と 交流する体験は大切だと考えてい ます。本市では地域の方が学校支援 ボランティアとして授業支援に入 ったり、昔遊びを教えたりしている 学校もあります。次期教育振興基本 計画においても、このような「地域 人材の活用に向けた取組」を推進し てまいります。	【対応5 (その他)】
	月に1度程度保護者を学校へ招いて小学校での勉強が実社会でどのように活かされているか話してもらうことで、学校のための勉強ではなくこどもたちが生きるための学びを行っていることを自覚してもらってはいかがか。	本市では、こどもたちに未来の社会を切り拓く力を育むために「教わるから学び取るへ」をキーワードに授業改善に努めております。新型コロナウイルス感染症が5類になったことで、地域の方や保護者を学校支援ボランティアとして授業に参加してもらう機会が増えるよう、さらに学校教育における「地域人材の活用に向けた取組」を進めてまいります。	【対応5 (その他)】

基 本 方 針 (4)につい て 守られる権利を学ぶことも大切だが、インターネットでの誹謗中傷が犯罪であることを学ぶことも大切である。また、相談窓口のメール等を道徳の授業等で実際に使用し、相談窓口を身近に感じてもらう工夫をする必要がある。併せて、先生が一個人に直接連絡することはないという認識も大切である。

本市では情報モラル教育を推進 するとともに、デジタル社会の善き 担い手を目指すデジタル・シティズ ンシップ教育の充実を図ることと しています。また、道徳科では各学 年情報モラルの学習を設定してい ます。小学高学年の教科書資料にお いてインターネットによる誹謗中 傷は個人の人権にかかわることで あると示されており、保健の学習で も小学高学年や中学校では相談窓 口や相談の仕方が教科書資料とし て示されています。さらに、教育セ ンターにおいて「SOS の出し方・ 受け止め方」の授業を研究し、実践 を広げる取組も行っているほか、熊 本市の相談窓口の啓発は、長期休業 前の時期に年3回、学校へ通知し、 こどもたちへ知らせるようにして います。

また、先生と一個人との連絡については、これまでも教職員と児童生徒のSNS等による私的なやり取りは禁止していましたが、業務上のやり取りから私的なやり取りに発展したケースも見られたことから、業務上必要なやり取りについても、本市教育委員会において基本方針及び基本方針細則を定め、教職員と児童生徒が1対1で連絡を取らないこと、また、やむを得ず1対1で連絡を取る必要がある場合は管理職の承認を得ること等を、各学校、保護者に周知しました。

【対応5(その他)】

基本方針 (5)につい て	放課後の過ごし方について、放課後児童クラブだけでなく、習い事とは別に誰でも無償で様々な活動に参加できる仕組みを作っていただきたい。	本市ではこどもの実情の応じた 活動の場のあり方を検討しており、 検討にあたってはいただいたご意 見も参考にしてまいります。	【対応5 (その他)】
基本方針 (6)につ いて	市の美術館の専門の方が、開催されている展示のすばらしさを様々な角度から紹介し、美術や美術館の職員を身近に感じることで美術館に足を運ぶきっかけにもなり美術館の収益も上がると思う。オンラインでも可能だと思うので、本物に触れるきっかけを作ることが大事ではないか。	美術館では、展示作品を解説しながら案内するツアーやアーティストトーク等の展覧会関連イベントを随時開催しています。また、教育機関と連携し、美術館の学芸員が学校等で行う出張授業や、展覧会やバックヤードを案内する美術館ツアー、不登校の児童生徒を対象にしたオンラインツアー等を開催するなど、教育普及事業にも力を入れています。今後もより多くの人が美術・芸術に触れる機会を得られるよう、美術館の運営に努めて参ります。	【対応5 (その他)】
基本方針 (7)につ いて	スポーツ施設の利用者が 260 万人まで増加したとのことだが、 小学校の部活動の廃止に伴いク ラブチームや総合型地域スポー ツクラブに加入した児童数の影響も含むのか。	スポーツ施設利用者は市内 40 施設の年間利用者数となっており、 クラブチームや総合型地域スポーックラブでの利用者も含まれています。	【対応5 (その他)】
	ジュニアのクラブチームや総合型地域スポーツクラブの指導者のうちボランティアでの指導者の割合を把握しているのか。また、指導者への指導料について、受益者負担が妥当と考えているのか。もしくは助成金等の支援が必要と考えているのか。	ジュニアのクラブチームや総合型地域スポーツクラブについては、地域や事業者等により主体的に運営が行われており、ボランティアで指導されている方の割合は把握できておりません。また、指導料など必要経費については、現在、会費収入等によって運営が行われておりますが、過度な負担とならないようにバランスが重要であると考えています。	【対応5 (その他)】

基本方針 (7)につ いて	9 歳から 12 歳のいわゆるゴールデンエイジと呼ばれる世代に、高い指導力を持つ指導者を地域に偏りなく供給することが競技力の向上につながる要因の一つと考えているが、今の小学生におけるスポーツに親しむ機会が、地域に丸投げとも言える状況になっているのではないか。 自治体の傘下に指導者の人材	小学生がスポーツに親しむことが出来る機会の1つとして、総合運動部が各小学校に設置(市立小学校92校中71校)されています。また、市主催のスポーツ教室や大会の開催にも取り組んでおります。引き続き、地域や学校等と連携を図りながら、こどもたちのスポーツ環境の充実に取り組んでまいります。	【対応5 (その他)】
	バンクを設け、各スポーツ団体へ 指導者を派遣することを提案したい。 指導者は勤務先を通じて、指導者 人材バンクに登録し、自治体から は勤務先に対して指導者として 派遣された従業員の人数に応従業 員が指導にあたる時間・費用は 業務の範疇として認めて自治体より 得た助成金より時間外手当と して支払うことで、スポーツの指 導が、単なる個人の趣味としての 認知から、地域社会において必要 な活動であるという認知に変わり、 地域格差なく持続可能な活動 になると考える。	本市では、スポーツ指導者を募集・研修・登録し、希望に応じて、スポーツ指導者(リーダー)を派遣するシステムとして、「熊本市スポーツリーダーバンク」があります。しかしながら、現在登録者が約100名と少ないことから、今回いただいた勤務先と連携した取組を参考とするなど、更なる充実に向けて取り組んでまいります。	【対応5 (その他)】